

令和6年7月波佐見町農業委員会総会議事録

日 時：令和6年7月25日(木)

午後1時30分

場 所：波佐見町役場

3階「第4会議室」

1. 出席委員

1番 小林 孝幸	2番 楠田 孝夫	3番 山本 忍
4番 田中 孝喜	5番 田島 正孝	6番 増田 京子
7番 高尾 晃		9番 村川 浩記
10番 松下 喜光	11番 山口 泰	13番 西 秀敏
14番 川島 博昭		

2. 欠席委員

8番 谷村 英里子

3. 事務局

事務局長 伊藤 幸治 係長 滝川 昌明

4. 議事日程

第1 会議録署名委員の指名について

4番 田中 孝喜 5番 田島 正孝

第2 提出議案

議案第12号 農地法第3条の規定による許可申請について

「異議なし」により可決承認

議案第13号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

「異議なし」により許可相当として県知事に進達

議案第14号 波佐見町農業振興地域整備計画変更に対する意見について

「除外することに異議なし」として県知事に進達

議案第15号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

「異議なし」により可決承認

議案第16号 農用地利用集積等促進計画の要請について

「異議なし」により可決承認

なお、議案内容については、別添提出議案集による。

令和6年7月25日(木) 午後1時30分 開会

- 滝川係長 ただいまから令和6年7月の波佐見町農業委員会定例総会を開会いたします。開会にあたり川島会長からご挨拶をお願いします。
- 川島会長 <会長あいさつ>
- 滝川係長 ありがとうございます。次に先月の総会から現在までの農業委員会の会務について、引き続き川島会長から報告をお願いします。
- 川島会長 <先月の総会から現在までの会務報告>
- 滝川係長 ありがとうございます。それではここからは、議事の進行を会長が行います。
- 川島会長 それでは、議事日程に従って、会議を進めます。
議事日程第1「会議録署名委員の指名」をいたします。
本日の会議録署名委員は
「4番 田中委員」「5番 田島委員」をお願いします。
- 次に、議事日程第2、提出議案の審議に入ります。
議案第12号「農地法第3条の規定による許可申請について」の申請番号1番を議題とします。事務局から説明をお願いします。
- 滝川係長 (別紙資料 議案第12号の申請番号1番を朗読し説明する。)
1番の申請ですが、譲渡人は、令和5年1月に相続により申請農地や近隣の土地、家屋の所有者となりましたが、町外に住んでいるため維持管理が困難であるため、譲渡を検討していたところ、農地が家屋の近くにあり農業ができる環境を探していた譲受人と思惑が一致し、今回、農地法第3条の申請をされています。
なお、譲受人は、日本での農業経験はないということですが、海外で農作業の経験はあり、夫は農業高校を卒業しているということです。
また、申請地に隣接する住宅を購入し本町に居住する準備をすすめており、管理機と軽トラックは購入し、トラクターは必要な時にリース会社から借りて、申請地に適した野菜を耕作する予定であり、地域のやり方に従い周囲に迷惑にならないよう草刈等の作業を適格に行い、地域に協力し進んで行動することから事務局としては、特段問題ないかと思えます。
以上、ご審議方よろしくをお願いします。
- 川島会長 それでは、甲長野地区の担当委員である「10番 松下委員」、補足説明がありましたらお願いします。

松下委員 はい、10番 松下です。現在この農地は草がはえて荒れております。新規就農との事ですが面積も広すぎるので荒らさない程度にまずは管理をしてくださいと思います。ご審議方お願いします。

川島会長 それでは審議に入ります。どなたかご意見はございませんか。

(意見なし)

川島会長 それではお諮りします。議案第12号「農地法第3条の規定による許可申請について」の申請番号1番は、許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし。」 と呼ぶ者あり)

川島会長 はい、それでは異議なしということで、議案第12号の申請番号1番は、許可することにいたします。

続きまして、議案第12号「農地法第3条の規定による許可申請について」の申請番号2番を議題とします。事務局から説明をお願いします。

滝川係長 (別紙資料 議案第12号の申請番号2番を朗読し説明する。)

2番の申請ですが、申請地の隣接地で野菜を耕作している譲受人が経営規模を拡大しようと考えていたところ、将来は維持管理ができないため農地の譲渡を検討していた譲渡人と思惑が一致され、今回、農地法第3条の申請をされています。

なお、申請された農地については、草刈り等を的確に行い野菜を作付け予定であるため、周辺農地に影響を及ぼす恐れもなく、譲受人は地域に協力し進んで行動するとあることから事務局としては、特段問題ないかと思います。

以上、ご審議方よろしく申し上げます。

川島会長 それでは、私の方から補足説明をいたします。
事務局の説明とおりです。ご審議方お願いします。

川島会長 それでは審議に入ります。どなたかご意見はございませんか。

(意見なし)

川島会長 それではお諮りします。議案第12号「農地法第3条の規定による許可申請について」の申請番号2番は、許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし。」 と呼ぶ者あり)

川島会長 はい、それでは異議なしということで、議案第12号の申請番号2番は、許可することにいたします。

続きまして、議案第13号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」の申請番号1番を議題とします。事務局から説明をお願いします。

滝川係長 (別紙資料 議案第13号の申請番号1番を朗読し説明する。)

申請番号1番ですが、〇〇医院を利用するお客様が増え、職員用駐車場用地が手狭になっているため、新たに駐車場用地を確保するもので、今回農地転用の申請がされています。

申請農地は、昭和59年2月に土地改良法により換地処分が行われた農地であることから、第1種農地と判断され、原則として転用の許可が不可能な農地になりますが、第1種農地の例外規定にある「住宅その他申請に係る土地の周辺地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当するため、転用の許可は可能ではないかと判断しています。

次に被害防除計画ですが、盛土を最高1.6m行う計画ですが、盛土の勾配は概ね30度とし、張芝で法面保護をするため土砂流出のおそれはないと思われます。また、建物の建築もしないので日照、通風等の被害は生じないと思われます。なお、駐車場は砂利敷きとなり雨水の排水は、ほとんど自然流下で排水され、一部道路側溝に水路放流する計画となっています。

以上のことから、事務局としては、転用はやむを得ないものと判断しております。ご審議方よろしく申し上げます。

川島会長 それでは、湯無田地区の担当委員である「2番 楠田委員」、補足説明がありましたらお願いします。

楠田委員 はい、2番 楠田です。職員が60名程いるそうです。道をはさんで反対側に現在の駐車場があるのですが事故も多発している場所なので今回の申請場所は良いと思います。ご審議方お願いします。

川島会長 それでは審議に入ります。どなたかご意見はございませんか。

(意見なし)

川島会長 それではお諮りします。議案第13号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」の申請番号1番は、許可相当として進達することにご異議ございませんか。

(「異議なし。」 と呼ぶ者あり)

川島会長

はい、それでは異議なしということで、議案第13号の申請番号1番は許可相当として進達することにいたします。

続きまして、議案第13号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」の申請番号2番を議題とします。事務局から説明をお願いします。

滝川係長

(別紙資料 議案第13号の申請番号2番を朗読し説明する。)

2番の申請ですが、申請地は、既に駐車場用地として利用されております。昭和53年頃に賃貸人の会社を拡大増築した際にお客様駐車場を確保した結果、従業員駐車場が不足したために転用の許可を受けることなく、当該申請地を埋め立て従業員駐車場となっていました。申請地は、昭和53年に宅地造成地として転用の許可を受けた農地ではありましたが、令和4年に隣接している土地を隣接者が相続した際に申請地が農地であることに気づくが、その後手続きが分からずにそのままの状況になっていたため、今回、正式に駐車場用地として転用したいとのことで、県と協議をおこなった結果、「簡易手続相当に該当する違反案件」と判断されたので、顛末書を添付した農地法第5条の追認申請をされています。

なお、簡易手続きに判断された理由としては、長崎県農地転用事務指針にある「簡易手続相当の違反案件の基準」の「非農地化の原因が人為的なものであり、かつ20年以上引き続き非農地である土地」に該当することになり、申請地の原状回復は困難であり、近隣農地の耕作等への影響はないと県は判断し、簡易手続き相当の違反案件になっています。

次に被害防除計画ですが、現状のまま利用されるので、土砂流出等の被害の影響もなく、既存建物以外に新規に建物を建築しないので日照、通風等の影響はないものと思われます。排水計画ですが、雨水は自然流下で道路側溝に排水されるようになっています。

以上のことから事務局としては、転用はやむを得ないものと判断します。ご審議方よろしく申し上げます。

川島会長

それでは、折敷瀬地区の担当委員である「5番 田島正孝委員」、補足説明がありましたらお願いします。

田島委員

はい、5番 田島です。事務局の説明とおおりです。ご審議方お願いします。

川島会長

それでは審議に入ります。どなたかご意見はございませんか。

(意見なし)

川島会長 それではお諮りします。議案第13号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」の申請番号2番は、許可することにご異議ございませんか。

（「異議なし。」と呼ぶ者あり）

川島会長 はい、それでは異議なしということで、議案第13号の申請番号2番は、許可することにいたします。

続きまして、議案第13号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」の申請番号3番を議題とします。事務局から説明をお願いします。

滝川係長 （別紙資料 議案第13号の申請番号3番を朗読し説明する。）

3番の申請ですが、申請地に住宅を建築したいということで、今回、個人住宅用地として転用の申請をされています。

申請地の種別ですが、圃場整備等もなく、また、第1種農地及び第3種農地の要件にも該当しないことから、第2種農地と判断され、申請地以外に代替え地がない場合等にかぎり、転用許可が可能となります。

次に被害防除計画ですが、盛土等を行わず、現状のまま利用するというので、土砂流出の恐れはないと思われます。また、建物の建築も平屋住宅であるため、日照、通風等の被害は生じないと思われます。排水計画ですが、汚水や生活雑排水は合併浄化槽を設置し、雨水の排水は北側の既存道路側溝に排水する計画となっています。

以上のことから、事務局としては、転用はやむを得ないものと判断しております。ご審議方よろしくをお願いします。

川島会長 それでは、甲長野地区の担当委員である「10番 松下委員」、補足説明がありましたらお願いします。

松下委員 はい、10番 松下です。事務局の説明とおおりです。ご審議方お願いします。

川島会長 それでは審議に入ります。どなたかご意見はございませんか。

（意見なし）

川島会長 それではお諮りします。議案第13号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」の申請番号3番は、許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし。」 と呼ぶ者あり)

川島会長

はい、それでは異議なしということで、議案第13号の申請番号3番は、許可することにいたします

続きまして、議案第13号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」の申請番号4番を議題とします。事務局から説明をお願いします。

滝川係長

(別紙資料 議案第13号の申請番号4番を朗読し説明する。)

4番の申請ですが、申請地に住宅を建築したいということで、今回、個人住宅用地として転用の申請をされています。

申請地の種別ですが、圃場整備等もなく、また、第1種農地及び第3種農地の要件にも該当しないことから、第2種農地と判断され、申請地以外に代替地がない場合等にかぎり、転用許可が可能となります。

次に被害防除計画ですが、盛土等を行わず、現状のまま利用するというので、土砂流出の恐れはないと思われます。また、建物の建築も平屋住宅であるため、日照、通風等の被害は生じないと思われます。排水計画ですが、汚水や生活雑排水は合併浄化槽を設置し、雨水の排水は北側の既存道路側溝に排水する計画となっています。

以上のことから、事務局としては、転用はやむを得ないものと判断しております。ご審議方よろしくをお願いします。

川島会長

それでは、甲長野地区の担当委員である「10番 松下委員」、補足説明がありましたらお願いします。

松下委員

はい、10番 松下です。事務局の説明とおおりです。ご審議方お願いします。

川島会長

それでは審議に入ります。どなたかご意見はございませんか。

(意見なし)

川島会長

それではお諮りします。議案第13号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」の申請番号4番は、許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし。」 と呼ぶ者あり)

川島会長

はい、それでは異議なしということで、議案第13号の申請番号4番は、許可することにいたします

続きまして、議案第14号「波佐見農業振興地域整備計画変更に伴う意見について」の申請番号1番を議題とします。事務局から説明をお願いします。

滝川係長

(別紙資料 議案第14号の申請番号1番について説明する。)

農用地の除外申請については、3か月に1回農林課で受付を行っており、今回は、令和6年6月末日まで申請されたものについて、町長から農業委員会に意見を求められたものになります。

申請番号1番ですが、申請地は、圃場整備等もされておらず、また、第1種農地及び第3種農地の要件にも該当しないことから、第2種農地と判断され、申請地以外に代替え地がない場合等にかぎり、転用許可が可能となります。

今回の農用地除外の理由は、個人住宅を建設するために申請されており、土地所有者の長男である事業計画者は、将来的に親の面倒を見る必要があるため、実家に近い土地を検討した結果、最適な土地が申請地以外になかったため、除外の申請をされています。

なお、農用地に除外要件は、転用許可が可能なこと、農用地除外しても、土地利用の虫食い状態がないこととされておりますので問題ないものと思われま

す。被害防除計画ですが、盛土等を行わず現状のまま利用するため土砂流出の被害は生じないとあり、また建物も平屋を建設される予定であることから近隣農地の日照、通風等の被害は生じないと思われま

す。排水計画は、雨水は溜枡を設置し既存水路へ放流され、汚水・生活雑排水は、合併浄化槽に接続され河川へ放流となります。

以上、ご審議方よろしくお願ひいたします。

川島会長

それでは13番 西委員、補足説明をお願いします。

西委員

はい。13番 西です。事務局の説明とおりで。ご審議方お願いします

川島会長

それでは審議に入ります。どなたかご意見はございませんか。

(意見なし)

川島会長

それではお諮りします。議案第14号「波佐見農業振興地域整備計画変更に伴う意見について」の申請番号1番は「除外することに異議なし」として進達することにご異議ございませんか。

(「異議なし。」 と呼ぶ者あり)

川島会長

それでは議案第14号の申請番号1番については、「除外することに異議なし」として進達することにいたします。

続きまして、議案第14号「波佐見農業振興地域整備計画変更に伴う意見について」の申請番号2番を議題とします。事務局から説明をお願いします。

滝川係長

(別紙資料 議案第14号の申請番号2番について説明する。)

申請番号2番の事業計画者は、木くずやがれき類の産業廃棄物処理業者である〇〇であり、既存施設が手狭となっているため、申請地にチップ材や伐採材を置く場所として利用する計画があります。

申請地は、農用地区域内の土地になっていますが、既に山林化しており、令和2年12月に農業委員会総会で非農地判断をしているため、農地転用の手続きは必要なく、農用地除外の手続きが必要となっています。

なお、周辺に耕作している農地はありませんが、被害防除計画には、最高6mの盛土を行い既存施設の高さまで上げる計画であるため、法面保護や緩衝地の設置、安定勾配による施工を実施することにより土砂流出等の対策を行うとあります。

また、申請地はコンクリート舗装等を行わないため、雨水排水は自然流下させる計画となっています。

以上、ご審議方よろしくお願いたします。

川島会長

それでは13番 西委員、補足説明をお願いします。

西委員

はい。13番 西です。事務局の説明とおりで。ご審議方お願いします

川島会長

それでは審議に入ります。どなたかご意見はございませんか。

川島会長

盛土が6mとなっていますが大丈夫なのでしょうか。

事務局

はい。緩衝地も設けるようにしてます。高さも2段階にわけて盛土の予定です。建設課とも連携して専門的な事は指導してもらうようにしています。

川島会長

それではお諮りします。議案第14号「波佐見農業振興地域整備計画変更に伴う意見について」の申請番号2番は「除外することに異議なし」として進達することにご異議ございませんか。

(「異議なし。」と呼ぶ者あり)

川島会長

それでは議案第14号の申請番号2番については、「除外することに異議なし」として進達することにいたします。

続きまして、議案第15号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」、及び議案第16号「農用地利用集積等促進計画の要請について」を議題とします。

事務局から説明をお願いします。

滝川係長

(別紙資料 議案第15号について読み上げて説明する。)

まず、資料の訂正をお願いします。

申請番号2の利用権設定の期間が「令和5年10月10日～令和15年10月9日まで」となっていますが、「令和6年9月10日～令和16年9月9日まで」となります。お手数をおかけますが、訂正をお願いします。

今回提出した集積計画は、〇〇郷〇〇他合計4筆で、面積は、合計5,979㎡となります。

利用権設定をするものは、〇〇郷〇〇さん他1名で、利用権設定を受ける者は、公益財団法人 長崎県農業振興公社となります。種別・利用目的は、新規・水田、及び変更・水田となっています。

期間はすべて令和6年9月10日からで、10年間の令和16年9月9日までが3筆、9年1ヶ月間の令和15年10月9日までが1筆となっています。

(別紙資料 議案第16号について説明する。)

次は、集積計画に対しての促進計画になります。

土地の所在及び面積は、〇〇郷〇〇他合計11筆で、面積は、合計17,988㎡となります。

利用権設定をする者は、公益財団法人 長崎県農業振興公社で、利用権設定を受ける者は、〇〇郷〇〇さん他1名で、種別・利用目的は新規・水田、及び変更・水田となっています。

期間はすべて令和6年9月10日からで、10年間の令和16年9月9日までが3筆、9年1ヶ月間の令和15年10月9日までが8筆となっています。

以上、ご審議方よろしくをお願いします。

それでは審議に入ります。どなたかご意見ございませんか。

川島会長

(意見なし)

川島会長

それではお諮りいたします。議案第15号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」、及び議案第16号「農用地利用集積等促進計画の要請について」承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし。」 と呼ぶ者あり)

川島会長

異議なしということで、議案第15号及び、議案第16号については、承認することと致します。

以上で本総会に付された案件はすべて終了致しましたので、波佐見町農業委員会
7月定例総会を閉会致します。

*終了後、会長の号令により起立、解散のあいさつ。